

避難行動要支援者支援制度のお知らせ

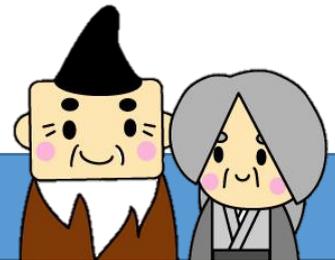
— 地域の絆でまちを守る —



避難行動要支援者支援制度とは

地域での助け合い（共助）によって災害時に一人でも多くの命を救うことを目的としています。支援が必要な方が「どこに」いるのか、「どのような状態なのか」を把握し、災害発生時等に避難支援や安否確認等を行うことを目的とした制度です。

茅ヶ崎市では、支援が必要な方の情報を予め把握し、避難行動要支援者名簿を作成しています。名簿は、登録者本人の同意を得た上で地域の避難支援等関係者に平常時から情報提供します。



避難行動要支援者名簿の対象者は

1. 身体障がい者のうち、【上肢の障がい2級以上、下肢又は体幹機能の障がい3級以上、視覚又は聴覚障がい6級以上】の方
2. 知的障がい者のうち、障がいの程度が【A1・A2】の方
3. 介護保険制度の認定が【要支援以上】の方
4. 市長が特に支援が必要と認めた場合

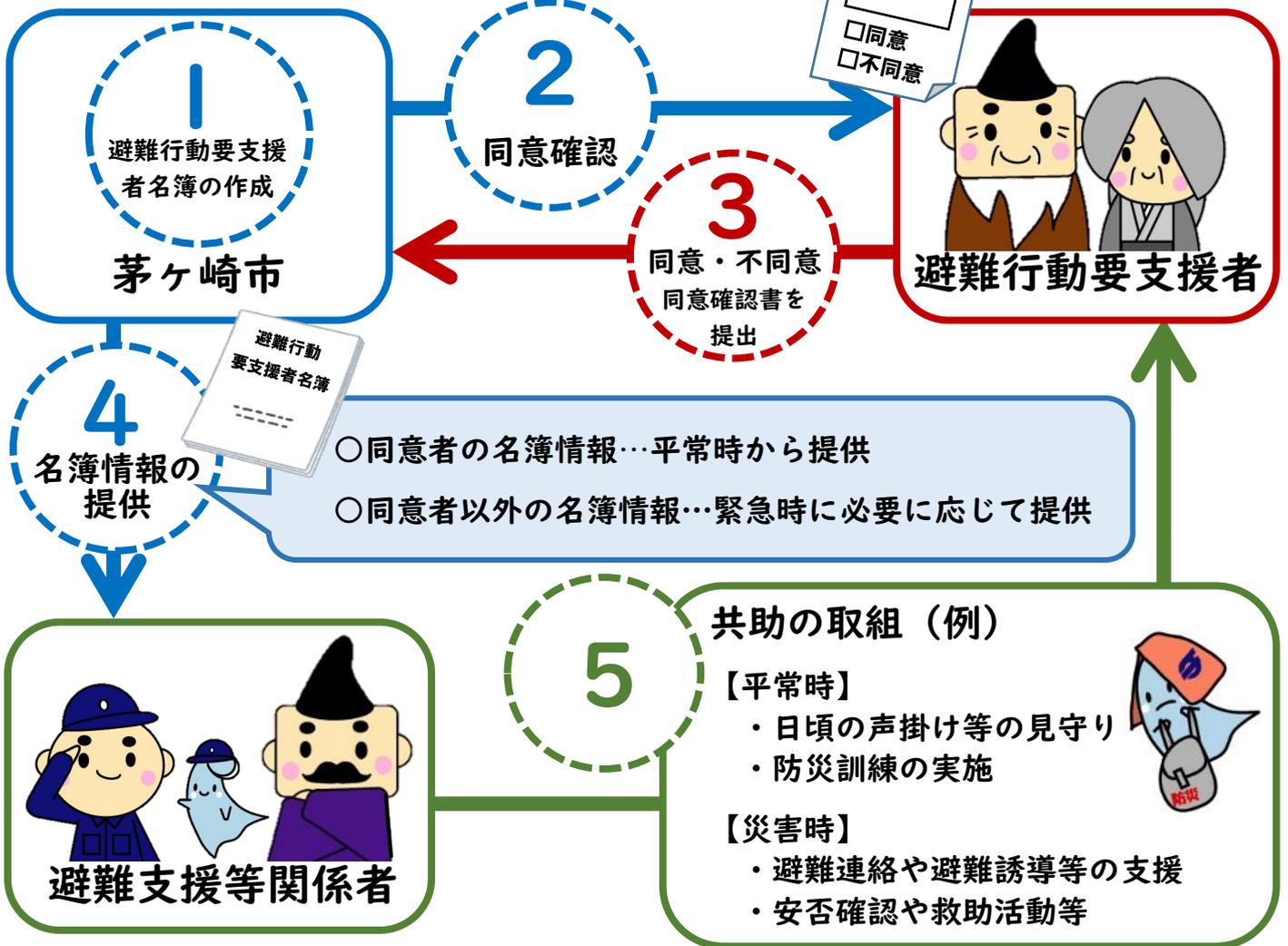
※ 長期入院又は施設入所している方は対象になりません



避難支援等関係者は

1. 消防機関
2. 警察
3. 自治会
4. 自主防災組織
5. 民生委員・児童委員
6. 地域包括支援センター

避難行動要支援者支援制度の流れ



※個人情報の取り扱いに関して、管理の徹底等適切なルールを定め、必要な措置を講じます。
また、災害対策基本法に基づき、避難行動支援に関する目的以外では情報を使用しません。

災害発生時等に支援を必要とする方へ

この制度は、災害発生時等に支援を保証するものではありません。避難支援等関係者も被災する可能性はあり、可能な範囲での支援となります。

支援が必要な方も、「自分の身は自分で守る（自助）」という意識を持って、日頃からの準備をお願いします。また、自治会に加入するなど、日頃からご近所の人など地域の皆さんと気軽に話しがでる関係づくりを心がけましょう。



お問い合わせ：〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 ☎0467-82-1111(代表)
ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

地域での防災活動に関すること	障がい者への支援に関すること	高齢者への支援に関すること
防災対策課	障がい福祉課	高齢福祉課

防災における高齢社会対策について

令和6年4月
内閣府 政策統括官（防災担当）

避難行動要支援者名簿の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿
- 平成25年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの

【市町村の作成状況】 名簿作成済：1,741団体（100%） ※令和5年1月1日現在

対象者

- 要配慮者（高齢者や障害者など）のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成

- 市町村が作成しておかなければならない（義務規定）

※対象者である避難行動要支援者の把握に市町村は努め（努力義務）、避難行動要支援者名簿を作成することとされている

記載内容

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

名簿情報の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※） 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、避難行動要支援者に係る名簿情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない

（注） 名簿情報：避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

公布日：令和3年5月10日 施行日：令和3年5月20日

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

〔住民アンケート
・避難勧告で避難する回答した者：26.4%・避難指示で避難する回答した者：40.0%〕

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のある方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ
(内閣府で撮影)

2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

〔近年の災害における犠牲者のうち
高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和2年7月豪雨：約79%〕

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。**

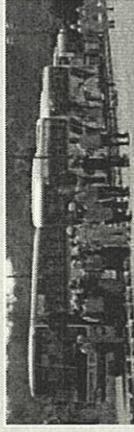
〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付く情報を活用〕



避難行動要支援者が
災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

② 災害対策の実施体制の強化

- 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
- 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置
- 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用
国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

個別避難計画の概要

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画

○これまで取組指針(*)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(*) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府 (防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成が完了している市町村：約9% 一部の計画の作成が完了している市町村：約76% 未作成：約15%
令和5年10月1日現在

対象者 ○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成 ○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容 (氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者(*)などへの提供

(*) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

○平時は、条例に特別の定めがある場合は避難行動要支援者本人等(*)の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

(*) 避難行動要支援者本人等

①避難行動要支援者本人と

②支援をする避難支援等実施者

● ● 町個別避難計画

避難行動要支援者

個別避難計画に記載等された情報（計画情報）は、避難支援等の実施に必要な限度で消防や警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について 法的な責任や義務を負わせるものではありません。提供先では必要以上に共有することがないようにするなど、情報漏洩の防止などの対応に努めています。

ふりがな	ばんどう たろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します <input checked="" type="checkbox"/>	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏名	坂東 太郎		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所又は居所	●●町字◆◆23番地	避難するときに必要な支援の内容 聞こえに関して支援していただきたいです		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234			

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について 法的な責任や義務を負わせるものではありません。避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載することも可能です。

ふりがな	ふくし うめこ	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します <input checked="" type="checkbox"/>	できること <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達 <input type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input checked="" type="checkbox"/> その他 〔※具体的に書いてください メールやFAXで、避難しているかを確認〕
氏名又は名称	福祉 梅子		
住所又は居所	●●町字◆◆35番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678		

ふりがな	ぼうさい いちろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します <input checked="" type="checkbox"/>	できること <input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input type="checkbox"/> その他 〔※具体的に書いてください 避難先と一緒に行く（呼集がない場合に限りです）〕
氏名又は名称	防災 一郎		
住所又は居所	●●町字◆◆56番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-6789		

ふりがな	しかくしかくじちかい	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します <input checked="" type="checkbox"/>	できること <input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input checked="" type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input type="checkbox"/> その他 〔※具体的に書いてください〕
氏名又は名称	◆◆自治会		
住所又は居所	●●町字◆◆78番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891		

1名や1団体でも問題ありません。3以上の場合、欄を増やしたり、欄外や裏面を活用してください。

避難先・避難経路・その他

避難経路は災害時にとることが予定される経路を書いてください。災害の状況によっては、記載のとおり避難できない場合もあります。その場合は、当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更してください。

避難先 自宅（※屋内安全確保の場合） ◆◆公民館（※立退き避難の場合）	避難経路 自宅→町道●号線を渡る→◆◆公民館 (道路をはさみ自宅向かい) 〔※自宅前に流雪溝があります。雪が積もっている時季には見えにくいので気を付けてください。〕	その他 玄関先に必要なお薬を入れている非常用持ち出し袋を準備しているので、忘れず持ち出すよう、みんなで声かけてください。
--	--	--

災害時の御相談先： ●●町●●課●●係 ●●●-●●●-●●●●